

# 令和6年2月市議会 総務委員会資料

## 第39号議案

### 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について 高島辺地

#### < 目 次 >

- |  |          |
|--|----------|
| 1 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律について | .....P2  |
| 2 長崎市内の辺地の状況                             | .....P3  |
| 3 高島辺地に係る公共的施設の総合整備計画(辺地計画)の変更の概要について    | .....P4  |
| 4 「辺地に係る公共的施設の総合整備計画(抜粋)」新旧対照表           | .....P10 |

企 画 財 政 部  
令 和 6 年 2 月

# 1 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律について

## (1) 目的(法第1条)

辺地を包括する市町村について、当分の間、当該辺地に係る公共的施設の総合的、かつ、計画的な整備を促進するために必要な財政上の特別措置等を定め、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的とする。

## (2) 定義(法第2条)

ア 「辺地」とは、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島その他のへんぴな地域で、住民の数その他について政令で定める要件に該当しているものをいう。

### (ア) 人口要件

当該地域の中心を含む5km<sup>2</sup>以内の面積の中に50人以上の人口を有すること。

(地域の中心とは当該地域で宅地3.3m<sup>2</sup>の価格が最高の地点)

### (イ) へんぴな程度の基準

辺地度点数(バス停、学校、医療機関、郵便局、役所等までの距離や諸条件を点数化したもの)が100点以上であること。

イ 「公共的施設」とは、次に掲げる施設で、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため最低限度必要なものをいう。

交通 通信 施設	○市町村道、橋りょう ○農林道 ○電気通信に関する施設 ○交通の便に供するための自動車、渡船施設 ○除雪機械	教育 文化 施設	○公立の小中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程のスクールバス・ボート、寄宿舍、教職員住宅、学校給食施設・設備、へき地集会室 ○公民館その他の集会施設
	厚生 施設 等	○下水処理のための施設 ○消防施設 ○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 ○保育所、幼保連携型認定こども園、児童館 ○母子健康包括支援センター ○診療施設 ○飲用水供給施設(簡易水道施設及び簡易水道施設であった水道施設)	産業 振興 施設
			その他

## (3) 総合整備計画(法第3条)

公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画(以下「総合整備計画」という。)を定めることができる。また、総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

## (4) 財政上の支援措置(法第5条・第6条)

総合整備計画に基づいて実施する事業に地方債(辺地対策事業債。以下「辺地債」という。)を充当することができる。

ア 充当率:原則として100%(公営企業債の対象となる施設は50%)

イ 交付税措置:起債の元利償還金の80%について普通交付税で措置

## 2 長崎市内の辺地の状況

下線:追加

地区名	辺地名	人口(人) ※1	面積 (km <sup>2</sup> )	辺地度 (点数)※2	策定中の総合整備計画 の計画年度	事業名
高島	高島	305	1.2	160	R5～R9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防車両等整備事業</li> <li>・飛島磯釣り公園施設整備事業</li> <li>・高島海水浴場・高島ふれあいキャンプ場施設整備事業(管理棟トイレ洋式化等)【増額】</li> <li>・水道事業(海底送水管更新・計装設備更新)【新規】</li> <li>・公共下水道事業(計装設備更新)【新規】</li> </ul>
野母崎	木場	117	0.2	123		
外海	池島	107	1.1	180	R5～R9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機器整備事業</li> <li>・離島振興センター施設整備事業</li> <li>・池島中央会館整備事業</li> </ul>
	扇山	81(81)	6.5	112	R2～R6	・超高速インターネット環境整備事業
	上大中尾	82	2.7	102	R2～R6	・超高速インターネット環境整備事業
琴海	尾戸	587(450)	6.81	149	R5～R9	・農業集落排水事業
	形上	73	4.02	116	R2～R6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路改良(市道形上岳線)</li> <li>・超高速インターネット環境整備事業</li> </ul>
	赤水	70	3.04	155	R2～R6	・超高速インターネット環境整備事業
	桂山	101	1.6	140		
	脇崎	76	0.83	133	R2～R6	・超高速インターネット環境整備事業
合計	10辺地	うち計画策定地区			8地区	

※1 人口については、計画策定時の数値であり、( )は、当該地域の中心を含む5km<sup>2</sup>以内の人口(50人以上が辺地の要件)

※2 辺地度(点数)については、計画策定時の数値

### 3 辺地に係る公共的施設の総合整備計画(辺地計画)の変更の概要について

#### [高島辺地]

#### (1) 経緯

高島辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、令和5年3月に令和5年度から令和9年度までの5年間計画として策定しているが、令和6年度以降に予定している事業の追加等に伴い、計画を変更するもの。

#### (2) 事業内容

##### ア 飲用水供給施設【事業費 1,882,716千円】

##### (ア) 水道事業 (事業の追加)

高島地区における水道施設は、生活に必要不可欠なライフラインとして重要な役割を担っていることから、老朽化した管路や設備の整備を行い、施設機能の維持を図る。

##### a 高島地区海底送水管更新事業

高島地区へ水道水を送水している海底送水管は、昭和53年の布設後45年を経過し、老朽化していることから、布設替えを行うもの。

(千円)

年度	事業内容	事業費	年度別 事業費	財源内訳		
				国庫補助金	辺地債	自己資金
令和6年度	海底送水管詳細設計業務委託 (債務負担行為設定)	114,720	-	-	-	-
令和7年度			114,720	57,360	28,600	28,760
令和8年度	海底送水管布設替工事	1,764,520	705,808	352,904	176,400	176,504
令和9年度			1,058,712	529,356	264,600	264,756
合計		1,879,240	1,879,240	939,620	469,600	470,020

# 位置図

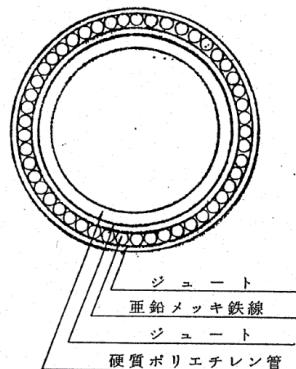
スケジュール (予定)

概要・事業費	R6	R7	R8	R9	R10
詳細設計					
工事					

## 既存海底送水管の概要

- ①管種: 1重鉄線鍍装ポリエチレン管
- ②口径: 200mm
- ③延長: NO.1 L=5,110m  
NO.2 L=5,190m(更新対象)
- ④布設年度: 昭和53年(45年経過)

1重鉄線鍍装ポリエチレン管  
構造図



香焼地域センター

至 草住町

土井首中学校

国道499号線

蚊焼小学校

南総合事務所  
三和地域センター

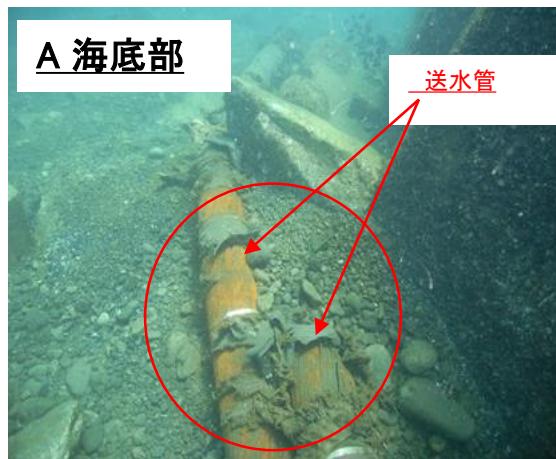
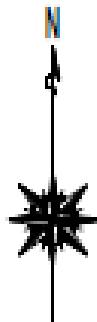
岳路減圧槽

蚊焼町利和(上流部)

### 高島地区給水状況(R5.3.31現在)

- ①給水人口: 291人
- ②給水戸数: 200戸
- ③日平均送水量: 360m<sup>3</sup>/日

至 高浜町



A 海底部

送水管

B 下流部 (高島側の上陸場所)



海底送水管 (既設)

A

**b 計装設備更新事業**

高島地区の水道施設である金堀管理棟に設置されている計装設備は、平成18年設置後、17年を経過しており、老朽化していることから更新するもの。

(千円)

年度	事業内容	事業費	財源内訳	
			辺地債	自己資金
令和7年度	計装設備更新工事	3,476	1,800	1,676

計装設備現況写真



計装設備の現況	更新内容
平成18年設置 (17年経過)	電磁流量計 1台更新

電磁流量計: 金堀管理棟ポンプ室から金堀1号配水槽及び金堀2号配水槽への送水流量を測るための機器

## イ 下水処理施設【事業費 7,000千円】

### (ア) 公共下水道事業（事業の追加）

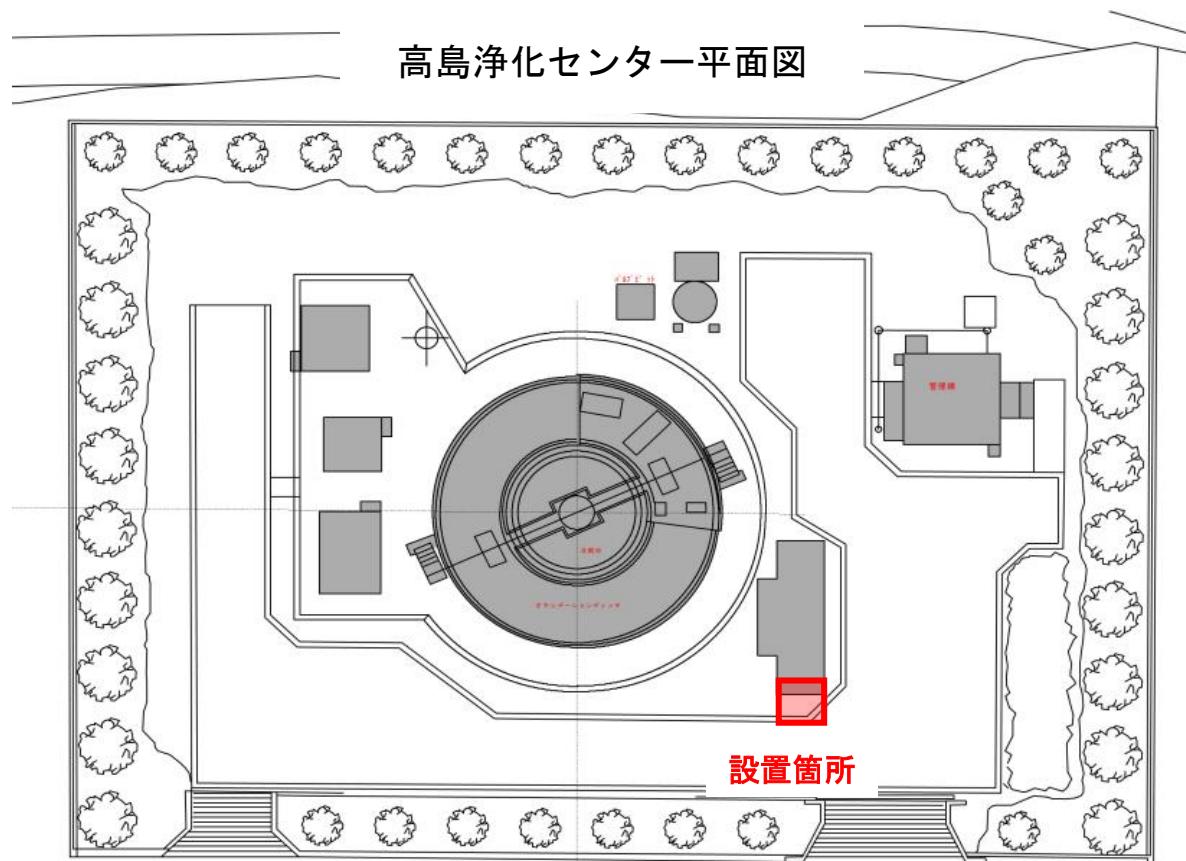
高島地区における下水処理施設は、生活に必要不可欠なライフラインとして重要な役割を担っていることから、老朽化した設備の整備を行い、施設機能の維持を図る。

#### a 計装設備更新事業

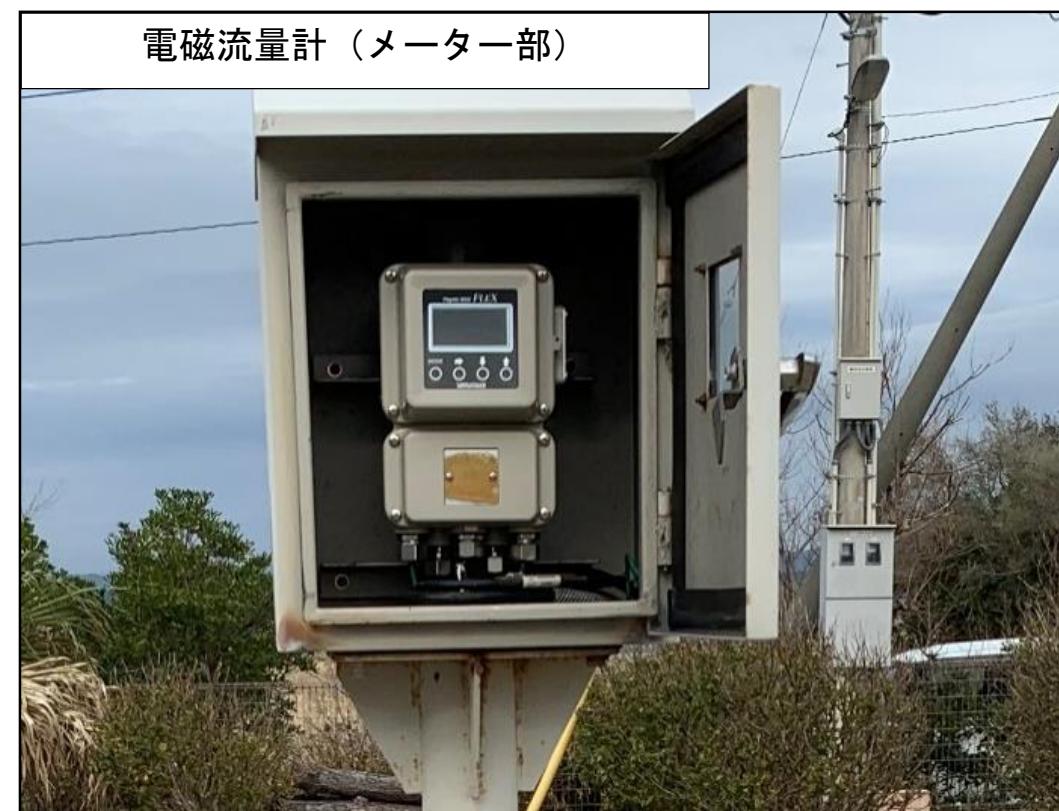
高島地区の公共下水道施設である高島浄化センターの計装設備は、平成11年設置後、24年が経過しており、老朽化していることから更新するもの。

(千円)

年度	事業内容	事業費	財源内訳			
			国庫補助金	辺地債	下水道事業債	自己資金
令和6年度	計装設備更新工事	7,000	3,850	1,400	1,400	350



計装設備現況写真



計装設備の現況	更新内容
平成11年設置 (24年経過)	電磁流量計1式更新

電磁流量計：処理後の放流水の流量を測るための機器

ウ 観光・レクリエーション施設【事業費（変更前）45,900千円 →（変更後）58,300千円】

（ア）高島海水浴場・高島ふれあいキャンプ場施設整備事業（事業費の増額）

高島海水浴場・高島ふれあいキャンプ場施設整備事業においては、老朽化した施設の整備を行い、施設の安全性の確保を図っている。

管理棟トイレについては、洋式化（温水洗浄便座）等工事において、当初、和式便器から洋式便座に変更するのみの工事としていたが、仕様を見直し、自動水栓蛇口洗面台取替、トイレ配置の変更、手すりの設置等の整備をあわせて行うもの。

【変更前】

事業費 15,000千円【財源：辺地債 15,000千円】

【変更後】（増額）12,400千円

事業費 27,400千円【財源：辺地債 27,400千円】



■管理棟トイレ現況写真



（イ）飛島磯釣り公園施設整備事業（変更なし）

事業費 30,900千円【財源：辺地債 30,900千円】



## 4 「辺地に係る公共的施設の総合整備計画(抜粋)」新旧対照表

変更前						変更後					
2 公共的施設の整備を必要とする事情						2 公共的施設の整備を必要とする事情					
(1)～(3) (略)						(1)～(3) (略)					
						(4) 水道事業					
						水道施設は、生活に必要不可欠なライフラインとして重要な役割を担っていることから、老朽化した管路や設備の整備を行い、施設機能の維持を図る。					
						(5) 公共下水道事業					
						下水処理施設は、生活に必要不可欠なライフラインとして重要な役割を担っていることから、老朽化した設備の整備を行い、施設機能の維持を図る。					
3 公共的施設の整備計画						3 公共的施設の整備計画					
令和5年度から令和9年度まで 5年間						令和5年度から令和9年度まで 5年間					
(単位:千円)						(単位:千円)					
施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額	施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源					特定財源	一般財源	
消防施設	長崎市	3,800		3,800	3,700	飲用水供給施設	長崎市	1,882,716	939,620	943,096	471,400
観光・レクリエーション施設	長崎市	45,900		45,900	45,900	下水処理施設	長崎市	7,000	3,850	3,150	1,400
合計		49,700		49,700	49,600	消防施設	長崎市	3,800		3,800	3,700
						観光・レクリエーション施設	長崎市	58,300		58,300	58,300
						合計		1,951,816	943,470	1,008,346	534,800